

經濟論叢

第七十一卷 第四號

山村の經濟構造と財政 …………… 島 恭 彦 (1)

資金面から見た日本鐵鋼業の再編成過程
…………… 渡 邊 敬 司 (18)

我國中央銀行政策史の-齣 …………… 小 野 一 一 郎 (48)

[昭和二十八年四月]

京都大學經濟學會

山村の經濟構造と財政

鳥 恭 彦

は し が き

これは昨年の秋から私のゼミナール生三十數名と渡邊特研究生とが行つた滋賀縣高島郡朽木村の實態調査に基いて書かれたものである。實態調査の結果は本年一月のはじめ「山村の政治と經濟」というブリント一冊に要約された。この資料を本年一月數回にわたるゼミナールの討議にかけ、この中間報告書に關するゼミナール全員の意見、感想をゼミのレポートとして提出させ、それらの多くの意見などを参照しつゝ、私はいま筆をとつていたのである。だからこの小論は文字通り一九五二年度の財政學ゼミナールの共同研究の結實である。

併しこの小論は單に實態調査の結果、特にその財政の部分に要約したというものではない。中間報告「山村の政治と經濟」は、山村における耕地山林の所有を中心に、階級關係を描き出し、更に部落の構造を分析し、その上で山村の行政と財政の構造を明かにするという構想で書かれている。然るに所有、階級關係の視点が少しも山村の財政分析に貫かれていないという点が多數のゼミナール生の批判をうけることゝなつた。これは土地所有班と財政班との連絡がうまく行かなかつたとか、財政班内部における討論や時間の不足とかとあるけれども、責任はそういう

技術的な問題や財政班に参加した人々に負わされるべきではない。基本的には私のそれも含めて財政學の方法論が確立しておらず、明確な視点がゼミナール牛に示されなかつたことによるものである。そのために村當局から得た予算、決算書等の膨大な官廳的資料を前にすると、皆その魔術にひつかかつてしまい、徒らに統計資料の技術的加工に時間を費すような結果に終つたのであつた。こういうことが全く無駄だつたというのではない。私はたゞ地方自治廳的な立場から、山村財政の健全性や財源の自主性、依存性等を調べるために、山村へ出かけて行つたのではなかつたことを云い度いのである。私達の實態調査の目的は、山村の政治經濟に關する全問題をつかみ、その中で財政問題を分析して行くことであつた。然るにその政治と經濟とを媒介する財政の理論が確立されていなかつたことは、實態調査の缺陷をもたらした一つの理由であつた。従つて財政學の方法論を確立することが、實態調査の結果を理論的に高めて行くことになるだろうし、また農村の政治行政の分析にまで進み得なかつた從來の多くの農村實態調査の缺陷をも克服することになるであろうという立場から、この小論は書かれたのである。同時にこれは昨年からの實態調査の一環であつて、昨年度私のゼミナールに参加した學生諸君、また新年度新しく参加されるであろう學生諸君を特に意識して書かれていることも附言しておきたい。

一 山村の經濟構造

山村においては、平坦農村におけるよりも經濟力の集中に著く政治權力の集中が顯著にあらわれている。山村における經濟力集中の中核をなすものは、云うまでもなく山林の獨占的所有である。私達の調査した山村は、總面積に對する山林面積の比八三・三％、耕地面積の比二・四％という典型的な奥山村であつてみれば、とりわけ以上の

特徴が明瞭にあらわれていると考えられる。例えば私達の調査した山村では六つの部落の山林所有状況を綜合してみると二〇町歩以上の山林地主が八戸（戸數比四・三%）あるが、これだけで山林面積の四〇・四%を獨占し、一〇町歩以上をとれば約二〇%の山林地主が七二%の山林を獨占している。反對に一町以下の零細山林所有者は戸數にして三〇%以上いるが、僅か一・四%の山を持つにすぎない。山村では、山は用材、薪炭林として最も重要な現金收入源であり、その山林所有の以上のような集中度は山村における經濟力集中の有力な指標とみてよい。これに對し農耕地においては一般に零細な自作、小作關係がみられるのが山村の常態であるが、そうかといつて耕地においては階級對立が少いということには云えない。むしろ耕地の所有關係も山林の所有關係と結びつけて考えられねばならず、一般に大山林地主は比較的大きな、且つ反當收量の高い耕地を所有し、たとい小作に出す耕地は僅少でも、その意義は山林を背景として絶大であると云える。かつ山林地主は山村の耕地に缺くことの出来ない肥料、飼料の給源としての採草地を獨占する。また勞働手段、肥料の給源、現金收入源という三つの意味を兼ねそなえた牛を所有する。動力機械の所有や利用も山林地主の側に多くみられる。以上のような山林地主による生産手段の多角的獨占ということから、その反對の極には生産手段の所有から殆んど排除され、山林地主に對し多様な半封建的從屬關係に立つ半プロ、貧農層と、村外へ排出される多くの出稼、離村人口とが見られるというのが、山村の經濟構成の最も著しい特色と云えよう。そしてこの山林地主の經濟過程における支配的な地位は當然、形を變えてはあがるが、村の行政面、財政面に現れる。この点を分析することがまづ當面の課題である。

だが山村の經濟構成の特色は、山林地主の經濟的政治的支配につきるものではない。山村は普通の平坦農村以上に、林業、電力、鑛業、土建、運輸等々の外部資本の侵入をうけ、商品經濟化の方向へ押進められている。これら

の外部資本は山村資源の開發乃至收奪をめざして、豊富な立木の伐採のために一日十數台のトラックを往復させ、大きな流量の變化と落差をもつ河川に巨大なダムを構築し、マンガン鑛を採掘して鐵鋼資本の原料に供し、多くの勞働者を驅使して、道路を切り開き修理している。併しこれらの資本の活動は多かれ少かれ、既に述べた山林地主を基軸とする山村の經濟構成と結びつき、村の行政、財政と直接間接の關連をもたざるを得ない。その最も典型的なものは林業資本と山林地主との結びつきであり、その結びつきの上に現在村當局の手によつていわゆる「綜合開發計画」なるものが實行されようとしている。

この外部資本の活動が、山村の經濟構成と行財政の機構に大きな影響を與える点を、無視してはならないけれども、それは村の經濟構造を根本的に變革するものではない。例えば山林地主は商業資本化し一そう寄生的になるが、富農化への道を全面的に辿るといふことはない。農民は賃勞働の機會を與えられるけれども、全面的に賃勞働者化するといふことはない。封建的な諸關係はなお部落と、村の行財政をつゝんでゐる。外部資本はこの封建的諸關係の外からみつゝき、これを利用しようとする。農民は資本の搾取と封建的諸關係の壓力を二重にうけ、半プロ化、貧農化、出稼離村の道を進む。以上のような山村の經濟構成の特質をつかんだ上で、それが山村の行財政にどのように反映し、これをどのように動かすかを考察しよう。

二 山村財政の階級的性格

まづ私達は山村の行財政を動かす人々の經濟的階層を考察してみよう。それは村の三役、(村長、助役、収入役) 村議一六名、固定資産評價委員三名を耕地、山林の所有面積別に配列した第一表によつて一目瞭然であろう。この

第一表 三役、村議、固定資産評價委員の土地所有別分類

山林	耕地	0	3反未満	3反～5反	5反～10反	10反～15反	15反～20反
0		●▲					
5反未満							
5反～1町						▲	
1町～5町				●			
5町～10町							
10町～15町					●●▲	●	
15町～20町		●				●●○○	
20町～25町					●	●●	
25町～50町					●	●●●○	
50町～100町							
100町～200町							●

▲ 三役 ● 村議 ○ 固定資産評價委員

山村の經濟構造と財政

第七十一卷

二五一

第四號

五

ほとんどすべてが耕地五反乃至一町以上、山林十町乃至十五町以上の層であることにまづ注目しなければならぬ。私達は山村の經濟力集中が政治力の集中化をもたらしている様を如實にうかがうことが出来るのである。例外の三名中、耕地山林共に無所有の中の村議（村會議長）は、山村隨一の食料品卸商であり、最近山林十五町歩を購入しているし、他の一名村長は醫者で相當の現金収入をもつ。耕地三ノ五反山林一町ノ五町のところにいる村議一名はマンガン鑛山主である。これらの例とともに他の山林地主的性格をもつ村議の中にも、木材ブローカー、製材社員、土建業をかねるものがあることは、前節に述べた外部資本と山林地主との結びつきの實例をあらわすものである。

役場の吏員も主任級は大てい山林、耕地を所有し、若干の貸付地、また貸付牛さえも持つ寄

生地主であり、毎月もらぐ俸給を餘分の収入と感ずるような意識を持つてゐる。その他の吏員も多くは中、小地主であり、一般より公募せられず、欠員を生じた時、三役、議員、吏員等の親戚知人からの縁故採用に限られてゐる。また村行政を部落まで連絡する機關に二十二名の部落駐在員があるが、この中十五名は耕地五反一町、山林十町以上の地主であり、木材會社員、關西電力社員、其他商業を兼ねてゐることは、先にみた村議等の場合と同様である。

さてこのような權力構成をもつて行われ、山村の行政を財政面から考察してみよう。まづこの村が特に重点をおいてゐる行政は何かということ、二七年度の歳出予算中に占める各費目の%から數量的につかんでみると、土木費(一四・八%)と勸業費(二四・二%)とが、それ〴〵高島郡内各町村歳出中の同費目の平均値よりも上まわつてゐることがわかる。土木費の殆んど全部が道路橋梁費であるが、村當局とその背後にある山林地主が如何に道路事業に熱意をもつかは、縣より高島郡に來る道路工事認可のおよそ三分の二が本村に獲得されること、本村の縣道に對する縣の改修工事が進まないで村費で補修してゐる等々の事實から知られる。道路、林道はそこを材木、炭、マンガンを積んだトラックの走る云わば山村經濟の動脈である。特に本村の奥山は戰時中の濫伐をまぬがれた代り、戦後の木材ブーム、改正森林法の影響をうけて木材價格は値上りし、伐採は急速に進みつゝある。從來ほとんど無價値であつた奥山の立木の價格と山林の地價は、林道が前進する毎に上昇し、その度毎に莫大な山林地代が山林地主のふところどころがりこむ。現在奥山部落の大山林地主の據点に向つて林道工事が進んでゐるが、これに對して山林地主は勿論全く無償であるわけではなく、受益者負擔金の一部を負うものであるけれども、これはすでに村と國縣の補助金をを前提にしてゐるのである。更に受益者負擔金は他の地元農民も負擔する性質のものだし、ま

た彼等は小工事、改修工事には勞働力を提供する。「地主は木を出し、百姓は汗を出す」という一貧農の言葉は、この間の事情を適切に云い當てゝいる。もとより山林の利益は地主だけに獨占されてゐるのでなく、外部より入る林業資本等も均霑するものであるといふことは、「道路愛護協會」なるものが、本村を中心とする數ヶ村の木材の荷主、運搬業、土建業等の加盟によつて構成され、道路の利用率によつて分担金を出してゐるといふ事實から推測される。併しこの場合もやはり工事そのものは地元の農村青年の勞働力を供出することによつて行われる。而もトラック道路の開設によつて古い運搬勞働は排除され、失業の機會がふえるといふ不安を一青年自ら洩らしたことから考へると、これら農村青年達は潜在的失業人口を擴大再生産するために働くといふことになる。

私達はこの他勸業費についても、誰の利益のために、誰の負担において行われる事業であるかを分析すべきだが紙面の都合上省略して、最後に村税の負担について一言しよう。私がこゝで村税について論ずるのは、既にのべた土木行政やその他の行政の財源という見地からではなく、徵稅、從つて稅負担の配分といふことは、權力の行使そのものであり、權力構成そのものをあらはすという観点からである。この村の權力構成は第一表によつて示されてゐる。勿論村税の配分について、この村の權力構成が直接作用するとは云えない。村税のわくは、それが獨立税であつても、法律によつて規定されてゐるものであり、その配分の大体も國家權力そのものによつて限定されてゐるのである。これだけの制限つきで、村税の負担を理解する必要がある。こゝに學生諸君の苦心の結果作成せられた第一表と對比出来るような第二表を掲げる。

第一表は山林十町以上の層に村の支配者が集中していることを示していた。第二表でも從つて十町歩を境にとり、十町以上の戸數比をみれば、二四・四%で六九・二%の山林を獨占していることになる。然るにこの層の負担

第二表 階層別所有山林面積對税額比較表（四部落綜合）

所有階層	戸數	%	山林面積 (反)	%	税額 (円)	%	一戸當 山林面積 (反)	一戸當 税額 (円)
0	22	18.5	0	0	39,712	5.0	0	1,805
5反未満	10	8.4	24.0	0.2	37,980	4.8	2.4	3,798
5反～1町	8	6.9	63.0	0.6	26,473	3.3	7.8	3,309
1～3町	17	14.2	321.0	3.1	83,119	10.5	18.9	4,888
3～5町	17	11.2	660.5	6.3	116,670	14.8	38.8	6,863
5～10町	16	13.4	1,091.1	10.4	140,770	18.0	68.2	8,798
10～15町	9	7.6	1,464.9	10.2	69,220	8.8	118.3	7,691
15～20町	11	9.2	1,828.2	17.5	96,710	12.4	166.2	8,791
20町以上	9	7.6	5,395.9	51.7	175,502	22.4	599.5	19,500
合計	114	100.	10,452.9	100.	786,149	100.		

備考、税額ハ村民税ト固定資産税トノ合計

山村の經濟構造と財政

第七十一卷 二五四 第四號

八

する村税額は四三・六%にすぎない。逆に云えば、三〇・八%の山しか持たない七五・六%の戸數が五六・四%の税額を負担していることになる。山林面積は直に所得の大小をあらわすものではない。併し既に述べたように、山林はあらゆる山村的富の象徴であつてみれば、六九・二%の山林が四三・六%の村税しか負担せず、三〇・八%の山林が五六・四%の村税を負担するという事實は、村税の負担關係が權力によつて影響されていることを示すものである。これを一戸當りの山林面積及び税額についてみれば、無所有層はのぞくとして、五反未満層の一戸當山林面積二・四反に二五〇倍する二〇町以上層の約五〇町歩は、前者の税額三、七九八円の約五倍の一九、五〇〇円を負担するに過ぎないということになる。

註 ことゝにいう山林面積はすべて台帳面積であるから、實測面積はそれに數倍すると見なければならぬ。

併し、山村の貧農層に對する税負擔の重壓はこれだけではない。國民健康保險税、部落費、道普請等の負擔である。最後のものはのぞくとして、ある部落の貧農について聞込んだ結果は

税	600円
民	930
村	2,100
固定資産税	1,642
國	5,272
保	
落	
計	

次のようなものであつた。これで貧農達は村税よりも更に大きなかくれた負擔を擔つてゐることがわかる。

併し私達はあまり山村内部の階級關係だけに目をうばわれないうちに、最後に一つの事實を指摘する必要がある。それはこの村の固定資産税三七〇万円の六八%を村内にある關西電力の二つの發電所が拂つてゐるという事實である。この事實だけで私達は、ほゞ村内の地主勢力というものを判定することが出来るであらう。村の財政は村内の勢力だけによつて左右されるのではなく、より多く外部の勢力、或はその集中的なあらわれとしての國家權力に左右され、それに從屬するものであることは第三節から第四節にかけて明かにされるであらう。

三 村と部落との財政關係

前節にのべたような外部資本と結びついた山林地主の政治は、山林においては直接村民に對して行われるよりも部落を媒介として行われる場合がかなり多い。何等公的な行政機構でない舊い地縁的共同体である部落が、市政の末端機構のような役割を果しているところに、山村の政治のまだ近代化されない特質がみられる。この場合財政をめぐる階級對立は部落機構の内部に封じこめられて村政と直接する場面にはあらわれないうが、その代り部落間の對立、部落と村との對立となつて現れて來る。村と部落との行財政的結合をみる場合に、この對立面を見落してはならない。

部落間の對立や部落と村の對立ということは、古い歴史にその根據を求めねばならぬだろう。殊に本村の如き、一六五平方軒というような平坦農村を包括する一郡にも相當する廣大な面積をもち、内部交通の開けない山村では、古い歴史的要因がいまなお働いて、行政區劃たる村が、充分に部落を包攝し得ないようなことは多いと思われる。併し私達の問題は、古い封建的諸關係に規定されつゝ、同時に獨占段階の地域的不均等發展の法則によつて一層激化する對立である。

都市と農村との對立が、そのまゝこの廣大な山村の内部に進展している。役場中心の數部落は外部との交通も比較的便利であり、商店、製材會社の出張所、郵便局、農協や林協の事務所もあり、商人、吏員、社員等の寄生的人口をも含む約四割の人口が集中し、農業生産の條件もよく、山林の所有も比較的均分化されている。それで部落の予算決算を公表する「民主的な」モデル部落も出て來る。これに對して奥山部落は自然的社會的條件の一切が劣悪である。商品經濟は木材や炭の商品化等を媒介として奥山部落に深く浸入するが、それは山林地主の寄生的地位を高めるだけで、農民をいよゝ農化させ、從屬化させる。こゝでは山林地主の頭部だけが「近代化」して、部落の基礎には同族的封建關係が根強く殘存している。この山村内部のいわゆる都市と農村との對立は村政の面にあらわれると、村の行政から來る利益は役場中心の數部落に獨占され、奥山部落はその負擔の面を多く引受けるということになる。勿論この利害關係を地域的にはつきり割切ることには出來ない。既に述べたように山林地主ほどの部落に據点を持つていようと、外部資本と結びつき、村政に直接間接タッチしているからである。

かういふ行財政の不均等は村または部落財政によつて賄われる教育施設の面にあらわれる。山また山をへだて、分散している多くの部落をもつ本村では、小學教育を實施する上に本校分校あわせて十二校をもたねばならない。

交通便利な、人口の比較的稠密地帯にある本校と、奥山部落の分教場とでは施設や教員の定数において隔段の相違がある。元來このように教育施設に不均等を來たしたのは、營繕費や音楽園工等の特殊施設費、暖房費等の支辨が分校毎にその區域の部落にまかしていたからである。その爲に奥山部落で教育費も部落費と一緒に、教育施設があとまわしになつたのであつた。この教育の不均等を是正するために、最も施設の整つた本校に、五、六年の上級生を集めて集中教育を實施しようとする計画も、部落の父兄の反對にあつて挫折した。各部落はむしろ各自の分教に、一名でも多くの教員を引張ろうとする。この部落の動きを封建的部落根性と云いきることは出来ない。けだしはげしい山仕事に小學兒童の手でもかりたい奥山部落の父兄達が子供の遠距離通學の失費を憂い、はきものや衣類のことまで心配するのは當然のことだからである。二五年度から教育施設費は村費一本となつた。併しこれで教育の地域的不均等と部落間の對立は解消しそうにない。なぜなら村の財源で、必要な施設をすべての分教場におよぼすことは不可能であると村長自身云つてゐるからである。

もう一つの著しい例は、保険行政、特に國民健康保險の場合である。本村の國民健康保險は二四年の春から村營で發足し、醫療機關として戰時中無醫村對策の一つとして設立された縣營の診療所をゆずりうけた。併し本村の中の北海道と云われ、長い期間を雪にとどめられる奥地の部落では、村民は平生富山や奈良から來る藥賣りの厄介になり、よほどの重態の場合に診療所にかつき込むという實情である。國保の加入率は各部落ともあまり變らないが、利用率から見ると奥地部落は役場附近の部落に較べて三分の一乃至四分の一少い。而も既に述べたように、國保税は奥地部落の貧農層にも村税以上の重壓を與えてゐるのである。役場中心の近代行政がおくれた部落の實情から遊離するいま一つの例は二七年度における消防自動車の購入である。このため村歳出中における警防費の多は郡

内最高となつたが、消防自動車は役場から七里も離れた山間の部落に利用されるとも思われぬ。こうみて來ると、村政は村内より村外にむかつてその近代性をほこつていふように見えるし、村の財政は村内の勢力よりも村外の勢力によつて次第にひきつけられていふように思われる。村と部落との對立の原因の一つはここにも見られるのであるが、そういう對立をはらみ乍ら、部落は村政を、更に村政と結びつく縣政や國政を村民に浸透させる機關になつていふことを見落してはならない。

一般に村は國の優先機關の性格を次第に濃くし、その代りに部落は村民の日常の要求をみだす自治機能を果たしているように云われている。併し私達が部落財政を調査したところでは、たしかに部落という機構は春秋の祭禮、社寺の修繕、其他多少の農民の文化的經濟的要求をみたしているようであるが、他方で作報調査供出割當に關する費用、縣の土木課長、村の土木委員等の視察團の接待費等をも支辯し、講を中心とする部落の會合は部落費の配付や關西電力の電力料金の徴收という役割まで果たし、村といわず部落の末端に至るまで深く官僚機構の重壓と外部資本の力に侵されている實情が明かになつた。その他縣道村道の改修工事、災害復舊工事は部落機構を通ずる村民の夫役によつて行われ、教育施設費の一部も部落の負擔になつていふ。このような事實を考へても、山村財政の全容をとらえるには、どうしてもその國家權力に對する從屬關係について一言しなければならぬのである。

四 山村財政の國家權力に對する從屬關係

山村財政をめぐる山林地主の支配は、たゞそれだけを切離して考へるべきではなく、むしろ外部の勢力、特に國家權力に從屬して初めて可能になる。地主の利害關係にふれるような村道乃至林道の工事にしても、災害復舊にし

ても、また村の植林、畜産事業にしても、國や縣からの財政的補助がなければ何一つやれない状態である。この財政的補助のルートをつたつて國縣から村へ、村から部落へ數々の委任事務が轉嫁されて來る。こういう行政團體の縦の支配從屬の關係は、村内の支配勢力が更に上なる支配勢力に從屬し、支配される關係でもある。

まづ私達は山村財政の從屬を論ずる時、それをめぐる種々なる社會的、自然的惡條件についてふれねばならない。經濟關係について云うならば、山村資源が外部資本の力によつて開發され、ばされるほど、却つて山村の富が流出するものであるが、これを財政關係からみると村の自主財源の枯渇となつて現れる。シヤウブ改革によつて確かに歳入中における獨立税の地位は昭和二四年度の一〇・七四%から二七年度(予算)の六〇・三四%にまで高まつているが、この中第二節にのべた關西電力一つの拂う固定資産税の大きさを考えると、制度的には獨立財源であつても果してそうか疑わしい。他方昭和二五年度の村民所得の階層區分を見ると年額十萬圓以下の低所得者が六四%、年額十五萬圓以下をとれば九〇%という状態である。山村における木材の取引は大きななかくれた所得を生み出し、それこそ自主財源であり、獨特の課税對象と云えるものであるが、これは外部資本と結びついて最もとらえにくいもので、木材取引税は二七年度予算では百萬圓、獨立税中の僅か一三%を占めるに過ぎない。獨立税というやうな名にとらわれず、廣く村税から手数料、寄付金、村債等村民の負擔になる收入と國縣支出金、配付税、平衡交付金等國縣に依存する收入との割合を、戦前と戦後とで比較してみると、昭和十五年前者六三%、後者三〇%、昭和二六年前者四八%、後者四七%で、むしろ財源の面からする國縣への依存性は高まつているとさえ云えよう。

併しこの村の脆弱な依存的地位は、財政收入を表面的にあれこれと考察しているよりも、村行政の基底となつてゐる自然的、社會的惡條件を考察した方が明確になる。行政區域の廣大、役場と部落との遠距離、交通、通信の不

便、山村特有の冷害、雪害、獸害、それから最小水量毎秒五立方米、最大水量毎秒二千二百立方米という四百倍以上の水量差を示す谷間の河川、そこから来る水害のはげしさ等々の條件は、行政能事を悪化させ、失費を高め、村行政を水準以下に低下させる原因になつてゐる。こういう村の弱い地位は、單に自然との斗いだけにでも、巨額の國家の助力を必要とする筈である。

例を二四年七月のヘスター台風による災害にとつてみよう。ヘスター災害の原因については、昭和十三年より急に増大した水害の頻度よりみて戦時戦後の山林の過伐や、更に關西電力のダムの影響による河床の隆起も考えられ、正にこの山村の經濟開發の發展の中にその一因が認められるのであるが、この災害の大きさは、約八千万円以上、現在村の財政規模よりすると約八年分の村の予算をのみこんだ計算になり、二五年度は災害復舊土木費が急激にふくれ上つて他の經常費を壓迫し、この山村にはめづらしい八〇万円の村債が發行され、災害復舊關係の國庫負担金、縣支出金は八四〇万円という村税に倍する額となり、これに經常部の平衡交付金や國縣支出金を加えると一千四百万円以上となり、經常部臨時部歳入、合計二千六百万円の半分以上が國家に依存するという状態をあらわした。八千万円という金額は全國的規模からみれば決して大きくはないが、而も台風が一吹き吹けば「村の奥地をいわば四十年前の未開時代」（村長の言葉）に追い込み、村財政を以上述べたように大混乱と從屬とにおとし入れるという事は、村財政の脆弱さを端的にあらはしている。そしてこの弱さが、台風にかぎらず、あらゆる機會に國縣に對する村の從屬關係を強化して行く。村民が災害復舊に必死になつてゐる時、縣當局の關係官、縣會議員、中央官廳の關係官等の見舞や視察が一ヶ月ほど次々と引續き、村當局は應接にいとまがなかつたという光景は實に特徴的であるが、そういう官僚機構の重みは、財政的從屬關係の深化とともに加わつて來る。

戦前、村長助役収入役の三役の他に戸籍係、兵事係、税務係等あわせて十一名だった村の吏員が、現在二三名にもなつてゐることはその一例である。独立税の強化とともに戦前の税務係二名が戦後の財政課七名に増加してゐるのを筆頭として、あらゆる國政事務の村への轉嫁とともに吏員は増大する。村の吏員の増大は決して村独自の原因だけでおこつてゐるのではない。村の各種の工事に對する補助金や平衡交付金の護得運動において、村當局は國縣の多様な各部局と縦につながらなければならない。例えば甲橋の復舊は農道關係の工事として縣の農地課に、乙橋の復舊は土木關係の工事として土木課にという風に。そうなれば村の役場組織も縣廳のそれにあわせて變更し、専門職員をおかねば接衝が効果的でない。縣は縣で、村へまわす金を國からとる場合には、例えば建設省の河川局とか、道路局とかにつながるように、新に部局を編成しなければならぬ。このように中央の官僚組織の多様化と複雜化に歩調をあわせて、村の官僚機構も膨脹する。そのため村民一人當りの人件費は増加し、反對に吏員一人當りの村民の數は減少して、官僚機構の重みは加はり、行政能率は低下する。そればかりではない。縣に河川課や土木課が出来る、その財政的な外廓團體である河川協會とか、土木協會とかが出来て、村はそれ／＼に負担金を出さねばならない。現在このように村財政が負担し、無意味に上部の官僚機構やその外廓團體にくわれる負担金は、二七年度予算にあらわれてゐるだけでも、消防協會負担金、近江治安協會負担金、縣土木協會負担金、學校給食協會費、体育協會費、縣ライブラリー負担金、農業委員會の縣郡協議會負担金、税務協議會負担金等々およそ四十種以上ある。これもまた村財政の從屬化の一つのあらわれと見てよい。

五　むすび、山村自治への道

山村財政のこのような從屬をたち切つて、山村住民の經濟生活を、自主的に向上させて行くにはどうすればよいか。一つの道は現在村當局の推進しようとしている綜合開發計畫である。この計畫の内容に立入る餘裕はないが、それはまづ廣大な山林の計畫造林、雜木林の杉造林への轉換、山林と採草地と曠生産とを結合した農家の多角經營化、これら村の産業に必要な勞働力確保のための保險衛生文化施設、村内循環道路と通信網の完成、それから最後にかゝる生産力の上昇の上に、木材引取税、村民税、資産税をあわせて平衡交付金を不要とするような自主財源を生み出し、その上なお一千万円の餘裕財源を確保しようというところからみて、この計畫は山村の財政的自治の強化をもあわせて狙つてしていると云える。併しこれはいわば中央或は各府縣で行われている綜合開發方式のミニエーチャ―であり、生産計畫はあつて分配計畫がなく、山村經濟を規定する階級構造の視点が全くないという性格のものである。いやそれが無いということ自体が、綜合開發計畫が現存の山村の經濟構成の上に押進められていることである。かゝる開發方式の推進がどのような影響をもたらすかは第一節第二節でふれた。村長自身この開發計畫のぶつかる壁を多少意識して、二十年ほどの期間に山林、田畑の地上權の交換分合を計り度いと云つてゐる。更に開發計畫は資金計畫をかいてゐる。村は自由な經濟主体でなく、國縣と連結した行政主体であるから、かゝる計畫を進めようとするほど、完全な財政的自治に到達する前に、村財政はいよいよ從屬關係の中にまき込まれるであらうし、「山に木は植へ度し、木材引取税は取り度し」という矛盾におち入るであらう。

それでは山村自治へのもう一つの道は何處に見出されるであらうか。これを具體的につかみ得なかつたことは、私達の調査方法そのものから來る缺陷であつた。併し新しい自治への芽生えは到るところでとらえられたことは事實である。それは「他人の山に木を植えられるか」と云つて村當局の計畫に冷騰な貧農層や「道路が開けると失業す

る」という不安をもらした青年達や、計画数字の不備を指摘している教員達である。或はこの村での農地改革がひきおこした地主による土地取上げに對抗して組織された小作人組合である。或はある部落の財政公開をもたらしたであろう中農層の力である。これらの力はいまのところ部落の封建的諸關係の中に埋もれて、村政に對して有力な發言權をもつに到つていない。併し部落の封建性こそ山林地主の根であり、新しい村造りを阻んでいる壁である。部落の中でこれらの新しい勢力が胎動し始める時、初めて村長の云う山林、耕地の地上権だけではなしに、その所有權の集中、従つて又この山村における經濟力の集中が打破られ、村の自主財源が増大し、山村の自治が新しい基礎の上に確立されるであろう。